

地域医療対策協議会運営指針について（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 15 号厚生労働省医政局長通知）別添「地域医療対策協議会運営指針」 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">地域医療対策協議会運営指針</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 地域医療対策協議会の協議内容            (1) ～ (2) (略)            (3) 医師の派遣に関する事項                ア～イ (略)                ウ 地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師（以下「協議対象医師」という。）は、<u>地域枠等医師（卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師）</u>を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。                エ～ク (略)            (4) ～ (8) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p style="text-align: center;">地域医療対策協議会運営指針</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 地域医療対策協議会の協議内容            (1) ～ (2) (略)            (3) 医師の派遣に関する事項                ア～イ (略)                ウ 地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師（以下「協議対象医師」という。）は、<u>地域枠医師（大学医学部において、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有するものとして選抜され、その旨の契約を都道府県等と締結した医師）</u>を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。                エ～ク (略)            (4) ～ (8) (略)</p> <p>4. (略)</p>

